

東京情報大学試験実施内規

(目的)

第1条 この内規は、東京情報大学学則第22条に基づき試験に関し必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、平常試験及び追試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

(試験時間)

第3条 試験時間は、原則として60分間とする。

2 授業科目によっては、前項の試験時間を変更して行うことがある。

(学生証の携帯)

第4条 試験を受験する者は、必ず学生証を携帯しなければならない。したがって、学生証を携帯しない者は受験できない。

2 試験当日、学生証を忘れた場合は、仮学生証を学生証として代替することができる。

3 仮学生証は、当該発行日のみ有効とする。

(試験場・遅刻・退場)

第5条 受験者は、試験時間割表に従い、所定の試験場で受験しなければならない。

2 試験場への入場は、試験開始後15分まで許可する。

3 試験場からの退場は、試験開始後30分を経過しなければ認めない。

(退場命令)

第6条 試験場において、監督者の指示に従わない者については、監督者は退場を命じることができる。

(受験資格)

第7条 次の各号に該当する者は、試験を受験する資格を有しない。

(1)学費未納者（学費延納の許可者を除く）

(2)休学中の者

(3)履修登録をしていない者（履修登録不備により登録が無効となったものを含む）

(4)各授業担当者が不相当と認めた者

(5)追試験及び臨時試験については、その手続きを行わなかった者

(定期試験)

第8条 定期試験は、学事曆に示された学期末又は学年末の試験期間中に実施する。

(試験の日時・方法)

第9条 定期試験の日程等は、試験開始日のおおむね2週間前に発表する。

(平常試験)

第10条 平常試験は、各授業担当者が、定期試験期間以外の平常の授業時間中に実施する。

(試験の日時・方法)

第11条 平常試験の実施に関しては、当該授業担当者の定めるところによる。

(追試験)

第12条 定期試験を止むを得ない事由によって欠席した者に対して追試験を実施する。追試験を受験しようとする者は、指定された期間中に欠席の事由を証明する公的書類を添えて「追試験願」を提出しなければならない。

(受験資格及び添付書類等)

第13条 追試験に該当する欠席事由は以下のとおりとする。

種 類	添付書類等
病気	病院の領収書又は医師の診断書
忌引 (3親等まで)	死亡に関する公的証明書
災害 (水害・火災)	官公庁による災証明書
交通機関の事故・遅延	交通機関発行の遅延証明書等
インターンシップ (正課)	官公庁・企業からの通知文書
就職のための試験	官公庁・企業発行の受験票, 通知文書等
単位互換校の試験	単位互換校発行の試験日程表等
その他	追試験受験資格審査による

2 追試験受験資格審査は、教務委員、当該授業担当者及び学生教務課長の協議による。

(受験科目の制限)

第14条 追試験の受験科目は、各試験期間において8科目を上限とする。

(試験の日時・方法)

第15条 追試験の日時・方法等は、試験開始日のおおむね3日前に発表する。

(臨時試験)

第16条 定期試験、追試験のほか教授会が必要と認めた場合に臨時試験を行うことがある。

(不正行為による処分)

第17条 試験中に不正行為を行った者に対しては、退場を命ずる。さらに、当該試験期間中の受験資格を一切与えず、既に受験した科目についても全て無効とする。

また、学則により処分することがある。

(成績の評価)

第18条 各授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上(秀, 優, 良, 可)を合格, 60点未満(不可)及び試験欠席(欠席)を不合格とする。

附 則

この内規は、平成元年1月24日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学生については、第13条の定めを除き、従前の内規を適用する。

改 正 平成 3 年 7 月 16 日
改 正 平成 6 年 4 月 1 日
改 正 平成 7 年 5 月 1 日
改 正 平成 9 年 4 月 1 日
改 正 平成 11 年 4 月 1 日
改 正 平成 25 年 4 月 1 日
改 正 平成 26 年 4 月 1 日
改 正 令和 2 年 4 月 1 日